

令和5年小布施町議会9月会議会議録

議事日程(第3号)

令和5年9月8日(金) 午前10時開議

開議

議事日程の報告

諸般の報告

日程第1 行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	田中助一君	2番	村中容君
3番	山崎博雄君	4番	小倉繭君
5番	久保田守彦君	6番	竹内淳子君
7番	関良幸君	8番	寺島弘樹君
9番	中村雅代君	10番	福島浩洋君
11番	小林一広君	12番	小淵晃君
13番	関悦子君	14番	小西和実君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	桜井昌季君	副町長	新井隆司君
教育長	山崎茂君	総務課長	大宮透君
企画財政課長	益満崇博君	住民税務課長	須山和幸君
住民税務課長 補佐	原茂君	健康福祉課長	永井芳夫君
産業振興課長	宮崎貴司君	建設水道課長	芋川享正君

監 査 委 員 持 田 宏 君 教 育 次 長 藤 沢 憲 一 君

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木利一 書 記 柘津貴子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（小西和実君） おはようございます。

議員総数14中、ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。

これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小西和実君） 本日の日程は、お手元に配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（小西和実君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

本会議において、お手元へ配付いたしましたとおり、住民税務課長補佐、原 茂君を説明のため追加に出席要求いたしましたので、ご了承願います。

◎行政事務一般に関する質問

○議長（小西和実君） 直ちに日程に入ります。

日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

本日の日程は、昨日の継続であります。昨日に引き続き、順次質問を許可します。

◇ 中 村 雅 代 君

○議長（小西和実君） 最初に、9番、中村雅代議員。

〔9番 中村雅代君登壇〕

○9番（中村雅代君） それでは、通告に従いまして1項目について質問させていただきます。

「ごみゼロの推進」に向けたごみの減量・分別の取組及び地域のごみ集積所の維持管理は、本町では、ごみの減量化、資源化、堆肥化の推進など町民一人一人が日常生活から進めていく地域ぐるみの循環型社会を構築し、環境先進地を目指し取り組まれておりますが、日頃のご尽力に敬意を評します。

また、環境活動、清掃活動等の支援、きれいなまちの推進に向け、環境美化活動の日の実施など行政と町民、地域が一体となった美化清掃活動を推進され、自分たちの住む地域を自らきれいにする暮らしの文化を定着させています。各自治会のごみ集積所やごみステーションの維持管理などに関しては、そこに住む住民の自治や助け合いの精神に基づいて適切な維持管理がなされていると思います。

しかしながら、地域に目を向けますと時代の経過による世帯構成の変化や新規の宅地造成に伴いまして、集積所の設置や維持管理には自治会が担うことで大きな負担を強いられています。そこで、町のごみゼロの推進に向けたお取組を踏まえ、地域のごみ集積所、ごみステーションの設置基準や維持管理の課題について伺います。

また、河川、水路へのごみのポイ捨てや不法投棄などの地域事情に合わせての課題、そして、環境先進都市への転換としてごみゼロの推進が掲げられていますが、ごみの現状や把握、4Rの推進等によるごみを出さないクリーンなまちづくりについて伺います。

1、地域のごみ集積所の維持管理について。

地域のごみ集積所の箇所数は。

民地や道路上の箇所数は。

自治会からこういった要望や意見が上がってきているのか。資源ごみなどの回収場所の確保なども含めてお願いします。

問題や課題はどうか。

2点目、ごみステーション設置基準運用について。

建築に当たっての外観や内部機能などの考え方は。

対象戸数や面積などは。

設置費用の助成などはどのくらいか。

道路拡幅の必要がある場合の考え方は。

維持管理上、自治会加入しない住民への考え方について。

既存の集積所のごみネットなどの無償配布や集積施設の整備補助は。

3点目、ごみの量を減らすための取組について。

不法投棄などの実態は。

ごみ減量化推進事業の進捗状況は。

リユース品回収の固定化は。

ごみ収集量の推移の特徴は。

ごみに対する意識変革の取組は。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 原住民法務課長補佐。

〔住民法務課長補佐 原 茂君登壇〕

○住民法務課長補佐（原 茂君） おはようございます。

それでは、私のほうから中村議員のご質問に対してお答えさせていただきます。

まず、地域のごみの集積所の維持管理についてということで、①番、②番、地域のごみ集積所の箇所数は。民地や道路上の箇所数はについて、まとめてまずお話をさせていただきます。関連しておりますので。

現在、可燃ごみということで収集している集積所、ごみステーションを含めてということでございますけれども、61か所ございます。そのうち民地、道路上民地、ちょっと微妙な場所にあるのも含めまして、そういったものについては38か所ございます。

続きまして、3番目の自治会からどういった要望や意見が上がってきているのかというご質問でございますけれども、民地等で雨ざらしになっている箇所について、カラスよけ用のネット、ごみが飛ばないようにするためのネットも傷んだので交換してほしいというようなお話でしたとか、ごみステーションで集めるペットボトル、回収用のネットが足りないので、少し融通してもらえないかというようなことのご相談がございます。

そのほか、宅地造成が進んだような場合、ごみステーションの増設ですとか、大型化についてのご相談、ご希望がございます。

資源ごみの回収場所を含めてということでございますけれども、資源ごみの回収場所の確保の関係につきましては、大体のところはごみステーションをお使いいただいているんですけれども、一部の自治会におきましては、借地のために借りている関係もございまして、貸主の都合により同じ敷地内では使えるんだけれども、何度も位置を変えなければいけない

というようなことで、ちょっと苦慮をしていると。また、借地のため回収するまで撤去ということがございますので、そういった回収するまで役員が立ち会うので、ちょっと回収の順番を早くできないかななどのご意見をいただいております。

4番目の問題や課題はどうかということでございますけれども、やはり民地等で雨風しのげない場所にありますところにつきましては、天候不順、そういったときにはやはり風雨にさらされてしまいますので、ごみの重量がやっぱりネットが重くなってしまうということや、やはりカラス等動物に荒らされてしまうのではないかとということが懸念されます。

また、課題といたしましては、人口がどんどん減っていく中、なかなかこの世界も人手不足というようなことがございます。このごみ回収についても同様でございますけれども、回収に関わる運転手さん、そういった確保が将来的にはちょっと困難になっていくのではないかとと思われるため、このごみの回収、こちらのほうにつきましては、効率化するためにごみステーションの集約化というものも必要ではないかと考えております。

そうはいつでも、また一方で高齢者が増えたり、独居の方が増えたりということが進んでいくので、ごみステーションについては、近いほうにできるだけあったほうが良いと、できれば戸別回収に近い形が良いんじゃないかという考え方もございますけれども、回収に必要な時間ですとかコストを考えると、現実的にはちょっと難しいというのが現状だと考えてございます。

2番目のごみステーションの設置基準運用ということでございますけれども、こちらについては補助の関係についてということのお問合せということでもよろしいでしょうか。そうしますと、一番上、建設に当たっての外観や内部機能などの考え方についてでございますけれども、外観につきましては、住まいづくりマニュアル、環境デザイン協力基準を踏まえ、商業、住居地域から成る景観形成地域では、切妻、大壁、腰板、窓格子、格子戸を用いる。それ以外の住居、農村地域にあっても豊かな自然に恵まれた小布施の田園風景を生かす景観に配慮をしたものとするというふうになってございます。

また、敷地の周囲につきましては、生け垣ですとか花壇を作るなど緑化に努めて、ごみステーションに近接する住宅にお住まいになる皆さんへの配慮を行うように努めてほしいと。

ごみステーションにつきましては、多くの皆さんが特定の時間にごみを出すことから、一定の駐車スペースの確保にも努めていただきたいと。

内部機能につきましては、維持管理の関係でございますので、コンクリートの打ちっぱなし等を用いることで水洗いができるようにするなど、維持管理が容易になるように努めてほし

いと。

基礎土間をつきましても、臭いの防止ですとか、液が漏れたりすることございますので、そういったことが外部に漏れないようにするよう努めていただきまして、これもごみステーションに隣接する住宅の皆さんに対して、衛生面で配慮したものとしてほしいということになっております。

こちらの設置基準のほうの対象戸数や2番目ですけれども、対象戸数や面積などということもございます。戸数につきましては、基準としましては100世帯、規模が15平米程度ということを標準とさせていただきます。

3番目の設置費用の助成についてでございますけれども、町からの助成については250万円ということになっております。

4番目の道路拡幅の必要がある場合の考え方はについてでございますけれども、近年ごみ収集車両、効率化のために大型化してきておりまして、正直狭い道というのは通りづらくなっているのが実情です。道路ぎりぎりまで壁や植栽、屋根があるような場合は特に厳しいというような状況でございます。ごみステーションが大型化新設ということで必要な場合には、広い道に面したところをご検討いただくのがよいのではないかと思います。

なお、大型化新設というような場合には、近隣に小規模なごみステーションがある場合は統合することを併せてお考えいただきたいというふうに考えております。

5番目の維持管理上、自治会に加入しない住民への考え方についてでございますけれども、ごみステーションの維持管理は議員のご質問の中にもありまして、地元の自治会にお願いしているところでございます。そうはいいまして、こちらのほうから各自治会に必ずこうしてくださいということで強制のような形のことにはしておりません。

6番目の既存の集積所のごみネットなどの無償配布や集積施設への整理補助というご質問でございますけれども、ごみネット、カラスよけのネットということではいいかと思うんですけれども、そちらについては現在、使用しているものが傷みが激しくて使用に耐えられない、穴が空いちゃったというようなことであれば、ご相談いただければ、町に確認して少し在庫を持っておりますので、そちらのほうをお渡ししてお使いいただいております。

また、補助ということにつきましては、なかなかちょっと集積所等というとなんですけれども、先ほどのごみステーションの250万円のもの以外につきましては、資源回収に主に用いるためということになるかと思っておりますけれども、オーニング、雨よけ用の簡単な屋根、そういったものを設置する場合は補助率3分の1で最大3万円ということで補助がございま

す。

続きまして、ごみの量を減らすための取組についてへのご質問でございますが、まず1番目、不法投棄の実態はということでございますけれども、令和4年度の不法投棄の取扱い件数は21件ございました。そのうち不法投棄防止指導員による通報は16件でございました。不法投棄されるものとしては、タイヤ、家具類、冷蔵庫、ちょっと特殊かもしれませんが、農薬などがありました。不法投棄が発生しやすい場所としましては、千曲川などの河川敷ですとか土手、道路沿い、雁田山の山林沿いですとか、荒れた農地、耕作放棄地などが挙げられます。

また、川の関係もご質問ございましたけれども、上流の地域内を流れている河川、そういったところの側溝にごみを捨てている人がいたというような通報を、まれに年1回ぐらい受けることがございますけれども、なかなかそういったところが原因者の特定ですとか、防ぎようがないというのが現状でございますけれども、こちらにつきましては、広報とも通じて、また意識啓発をさせていただきたいと考えております。

なお、不法投棄、そちらのほうと特定されたとしましても、皆様、ちょっと言い方悪いかもしれませんが、土地の管理というところに問題がある場合もございますので、土地の管理されている土地の所有者、管理者につきましてもしっかりと管理をしていただきたいと思いますと考えております。

皆さんに、お互いに土地の管理を徹底していただき、防ぎにくい環境づくりということにもご協力いただきたいと思いますと考えております。また、不法投棄防止指導員によるパトロールによる監視につきましては、今後も継続し、不法投棄の防止、抑止に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、ごみ減量化推進事業の進捗状況はということでございますけれども、幾つかございますけれども、かなり前からやっていることで、1つは家庭の剪定枝を回収し、チップ化し、無料配布を実施しております。年4回ほど実施しておりますが、ちょうど今月、来週、14日から16日にかけても回収を予定しております。

あと昨年度、令和4年度から実証実験として剪定枝等の炭化、燃料化、生ごみ堆肥化等につきましては、昨日の福島議員のご質問に対して大宮課長から答弁があったとおりでございますが、若干ちょっと触れさせていただきたいと思っております。

バイオ炭化につきましては、炭化炉を昨年購入しまして、実験的な生産を開始したところでございます。今年度イベントの中で、小布施炭と、小布施の炭ということでPRをしまし

て、ショールームではありますけれども販売をしたところでございます。

また、今月たしか16日だったと思うんですけれども、このPRの一環としまして、総合公園のキャンプ場を使いまして、この炭を使ってバーベキューを体験してもらおうというイベントの開催も予定してございます。まだ空きがあるようですので、ご興味のある方、皆様のご参加をお待ちしております。

生ごみの堆肥化については、生産に時間がかかることもございますけれども、使用としましては今のところ役場庁舎の花、苗定植の際、使うなどしているような状況でございます。

あと燃料化ということにつきましては、昨年集めました剪定枝、太いもの、細いものありますけれども、太いものについては燃料化するというので、今年度予定してしているということでございます。

あと次のご質問、リユース品の回収の固定化はにもつながるところでございますけれども、9月2日、ついこの間ですけれども、リユース品の回収ということで小布施町では恐らく初めてだと思えるんですけれども、試験的に1回実施したところです。回収したものにつきましては、ほとんど捨てれば埋立てとなってしまう陶磁器類、ガラス製食器類でございますが、おおむねでございますが、概数でございますが、約900キロほど回収できたところでございます。

なお、そのほかに古着の回収につきましては、例年2回やっているところを今年から4回に増やして、資源化の回数をちょっとより多くできるようにということで増やしたところでございます。

続きまして、リユース品の回収の固定化はというご質問でございますけれども、試験的に先ほど申し上げたとおり回収したところでございますけれども、何せ初めてやったということもございます。このまま継続したほうがいいのか、ほかの方法としてリユースがいいのか、それともほかの方法、ほかの手段がいいのかということも併せて検討し、まいりたいと考えております。

ごみ収集につきまして、ごみ収集業の推移の特徴はということでございますが、令和4年度だけというふうに、ちょっと令和3年度と比較してということでございますけれども、可燃ごみとして処分された量につきましては、2,564トンで前年度と比べ約8トン減少しております。埋立てごみにつきましても、49トンで前年度と比べまして1.2トンほど減少しております。

資源物、大まかな区切りになってしまいますけれども、そちらについては323トンという

ことで、前年度と比較すると32トン減少しているような状況でございます。可燃ごみ、埋立てごみ、資源物ともに前年より減少してございます。ただ、ここ前年度だけではなく、ここ五、六年の状況、令和元年の台風の災害があったとき、あと次の年、ちょっとコロナが流行ったということがあるので、若干ちょっと変動はございますけれども、おおむねの傾向でございますが、可燃ごみにつきましては、大体年2,550トン前後で推移してございます。埋立てごみにつきましては、50トン前後で推移している状況でございます。

ただ、資源物ということで大まかなくくりでございますけれども、そちらについては減少する傾向が続いております。特に古紙類は大きく減少しているような状況でございます。資源物が減っていくというのは、恐らくですけども、やはりスーパーさんとかで紙ですとかペットボトル、あと缶、そういったものが回収を始められていますので、そういったところにお持ちの方がいるので減っているのではないかなというふうに推測をしております。

そうはいつでも、私どもとしましても資源物の回収ということで各自治会におかれまして毎月原則第3金曜日に行っていたいただいているほか、町、別に集団回収のような形で年8回生活支援ハウスのほうで回収を行っております。令和4年度については、試験的ということでサタデーリサイクルということで、ツルヤ小布施店さんの駐車場で4回ほど実施しております。今年度も3回ほど実施する予定でございます。

今後は町民の皆さんに再度認識を持っていただくため、地域での説明会等開催しまして、分別の徹底をお願いしていきたいと考えております。新たな転入世帯等につきましては、分別カレンダーやごみ資源物の分別表の冊子を当然ではございますがお渡しし、分別ということでお話、説明をさせていただいております。

なお、昨年から町のホームページからごみの分別、このごみは可燃で出し、埋立てだよというのが分かるような検索できるシステムのほうも導入しておりますので、若い方であればそういったものもお使いいただいて、確認していただければありがたいと考えております。

ごみに対する意識変革の取組ということでのご質問でございますけれども、リサイクルということにつきましては、ほとんどの方に理解をいただいているのではないかと、また実践をいただいているのではないかと思いますけれども、リユースやリフューズ、リデュース、こちらについてはもう少し細やかな取組を町としてもちょっとPRして、皆さんにご協力いただく必要があるかなというふうに考えております。

こういったことにつきましては、町報ですとか町のホームページを通じまして、分別を含めてそういった情報、また意識を変えていただくにはやはりこうした意識というところも必

要になってくると思いますので、そういった情報ものせさせていただきます、そのほかに実際にごみ処理や分別している施設の見学、こちらのほうは環境美化委員長さんには行っていただいているんですけれども、一般の方にはなかなかちょっと最近やっておりませんので、そういったところも意識改革といいたいでしょうか、意識の醸成につながると思いますので、そういったこともしていくように検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 中村雅代議員。

○9番（中村雅代君） ただいまはごみの分別とか、いろいろと課題なども含めまして、日頃の取組など丁寧にご説明いただきました。本当に私も勉強不足で、初めて聞く、そういう催物とか取組などもありまして、本当にありがたいと思っております。

そこで、再質問、3点させていただきます。

1点目なんですけれども、ただいまその集積所の確保とかいろいろな課題や問題点など、細かくご説明いただいて、本当に大変なんだなという思いが正直なところ感想としてあります。回収立会いとか、そういうところで近隣の方からうるさいとか、缶のそういうペットボトルとか、早朝から聞こえてくるような、そういう騒音に関する苦情なども聞いたりとか、対応などしていらっしゃるとか、また、出勤に間に合わないから回収順番早くして、早めに回っていただきたいななんていう要望があるとか、本当に伺っております。

道路沿いなど、そういう雨ざらしの集積所の問題など、ネットの問題とか、そういうことは基準をクリアしたごみステーションなどがしっかりとできれば、そういう問題もクリアできるのかなという思いではいるんですけれども、なかなかいざごみステーションを設置するとなりますと、本当に大型車両の回収車が通れるような、そういう道路幅の事情とか、そういうものが必ず起きてまいります。基準もなかなかクリアするのに難しいような、ありましたよね、先ほど。駐車スペースも必要となれば、なかなか町の地域などのそういう自治会ではすんなりいかないと思います。道路といえば、通学路に使っているところもありますし、その辺でもいろんなことがあります。そういうところは自治会さんにお聞きすると、何年たってもなかなかそういう建設委員会としても進まないんだということも伺っています。

そこで、1点目はそういう移設せざるを得ないようなこともあったり、そういう民地をお借りするしかないという場合などありますので、役場ではどのように対応をされていますか。伺いたいと思います。

あと、2点目です。

お話どおり、少し前からツルヤさんの駐車場をお借りして年3回ですか、土曜日資源回収や生活支援センター、支援ハウスでの駐車場、そのところでの日常回収も本当に勤め人にとってはありがたいという声も聞きますし、私自身もなかなか早朝苦手なもので、極力そういうところを使ったりしているんですけども、そういう身近な商店などのリサイクルコーナーも使っている人、増えてはいると思うんですけども、高齢者にとってとか、車で行かれない人にとってはそういうごみステーションとか、そういう日常回収もとってもいいと思うんですけども、ごみステーションの集約を考えているということがあったんですけども、具体的にどのように何かお考えなのか伺いたと思います。

3点目は、環境の推進とか減量に向けての取組についてです。

本当にご努力に感謝しております。昨日の福島議員の質問のご答弁でも単価など本当に少しでは効果などは分からないし、継続していくことによって良さが出てきたりとか、そういうものは本当に感じています。

不法投棄では、先日ちょうど早朝から点検していらっしゃる方にお会いしまして、見てくれやということでごみを見させていただいた、見させてというかびっくりしたんですけども、側溝に投げ入れているとか、そういうのも聞いたんですけども、わざわざグレーチングを外してその中に缶が捨ててあったと。また、栄養ドリンクの瓶とかもあったということで、それは学校の桜並木の側溝の観覧席のところの後ろのところなんですけれども、そういうので感想としては、どうせならそのまま投げ捨ててもらったほうが回収するにも楽なぐらいだというような、ちょっと悪質だなということを述べられていました。

本当にそういう意識というものはとても大事だと思うし、町報などでも分別のそういうあるということですので、そういうところも頼りに何とか皆さんに協力的にやっていただきたいんですけども、そのごみの減量に向けての先ほどお話もあって、コロナがありましたので、そういうコロナ籠もりとかがあって、家庭ごみが増えたけれども、事業所が減ったんじゃないかと私はそういうことを思っているんですけども、このままちょっと参考値としてはいかないなとは思いますが、減量に進んでいるということは、とても町民の方が協力的なんだと思うんですけども、町報とかそういうほかにもまださらに効果的なお取組の考えとか、工場見学というのありましたから、例えば子供さんとか、そういう教育のところでもそういう減量、ごみに対してのはどうなのかとか、いろんな考えあると思うので、その辺の意識改革においてのお考えを再度お願いいたします。

○議長（小西和実君） 原住民税務課長補佐。

○住民税務課長補佐（原 茂君） それでは、中村議員の再質問についてご答弁をさせていただきます。

1点目の移設に対しての役場での支援とか、そういうことだと思うんですけども、正直なお話、特段こちらから地権者の方を説得するとか、そういったことはやってございません。ただ、どういった場所があるかなというふうになると、個人情報にもつながるので細かいところは見ませんが、地図なんかを見ながら、この辺りだったら自分も現場通ったりすると、この辺りだったら空いているので頼んでみたらどうなんだろうかねということでの、すみません、アドバイスとまではいかないかもしれませんが、そういったようなお話はさせていただいております。

2番目のご質問、ごみステーション等の集約ということのご質問、基準というような意味合いだと思うんですけども、補助の考え方でいきますと、100世帯に1か所程度というのが基準になろうかなというふうに思っています。ただ、地域が大きかったり、例えば縦横に長くてというようなときは、やはりちょっと難しい部分があるのかなとは思っておりますけれども、先ほどの私のほうでご答弁させていただきましたとおり、ちょっと勤める人、関わる人も減っていくというのがありますし、もう一つ、人口自体も緩やかに減っていくということもございますので、どうしてもその辺、ある程度の集約化は必要なのかなと。

絶対に100世帯に1つなんだという金科玉条のように、そういうふうに言うつもりはございませんけれども、なるべくやはりこの集約化というのは必要でございますので、新設をしたい、増設といいたまいますか、大規模化をしたいというときにはそういうことでお話をさせていただいて、ご協力を求めている状況でございます。

3番目の周知方法、ごみ減量化に向けてと、そういったことでございますけれども、こちらのほうでちょっと思いましたのは、子供に対する教育というのも確かに大事だと思っております、ただ、すみません、ちょっとその部分が私ども足りていないなということは痛感しております。

1つ考えているのは、ちょっと子供向けではないんですけども、まずは子供でもいいんですけれども、学校にご相談しなければいけませんけれども、もし見学というようなことができるのであれば、そういったようなことも授業もございますので、時間の都合、あと相手先、都合もございますので、できる時間の中で実際に燃やすもの、東山クリーンセンター、そのほかにはやはり金属と容器包装プラスチックについては、作業員の皆さん、手で全部分別しまして、異物を取り除いております。そういったような苦労して、苦労という言い方し

たら失礼かもしれませんが、大変なことをされているということをご皆さんに見ていただくと、じゃ、ちゃんとしようかなというふうに思ってもらえるので、子供だけでなく大人も含めてそういったところを見ていただきたいなというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 中村雅代議員。

○9番（中村雅代君） それでは、1点だけ減量ということに関して、そもそも住民の方がごみに対して分別やそういうごみを減らそうという意識があれば、いずれはごみステーションが本当に少なくなっていく、統合してもうまくいくぐらいになればいいかなんていう思いがあるんですけども、皆さんもうご存じで、職員の方も視察に行かれたと伺っているんですけども、高知県の上勝町ですか、あそこがゼロ・ウェイストの一番最初のところだということ調べてみたんですけども、やっぱりそのやると動画が出てきて、今おっしゃったごみのそういう分別の仕方とかをすぐに、一番最初にそれがあつたんですよ。そういうので皆さんに普及しているという感じで、そもそもリサイクル料も昨日、福島議員のところにあつたのは47.何%が80%というところで、規模が全然住民の人口が違いますから、そういう少ないというのもあるんですけども、やっぱりそこに写っている動画にも子供さん、幼児の方とか、そういう方が率先してやっている、使っているんですよ。

ごみステーションは町に1つだけということで、2020年からそういうのが建つたようなんですけれども、そこまではいかないとしても何かそういう周知の方法ということでは、まずそもそもごみを出さないんだというような信念でやっておられるようなんですけども、その教育の面ではどうなのか。また、動画とかそういう大人向けでもいいんですけども、そういうことちょっともう一度お願いいたします。

○議長（小西和実君） 原住民政務課長補佐。

○住民政務課長補佐（原 茂君） 中村議員の再質問にお答えします。

確かにそのPRというような部分におきまして、動画を使うということは正直な話、やっいていく市町村もあつれば、ところがあるというのは承知はしておりますが、すみません、なかなかそちらに手つけていないのが小布施町ちょっと手がつけられていないのが実情でございます。

今後、どういう方向で動画というふうになると、特に若い方、先ほどおっしゃつた小学生とかでも動画今、見ているでしょうから、そういったところだとよりPRにつながることでありますので、ちょっと方法等、つくつたりしなきゃいけない関係もありますので、そう

いったことも検討してまいりたいと思います。

○議長（小西和実君） 以上で中村雅代議員の質問を終結いたします。

◇ 関 悦 子 君

○議長（小西和実君） 続いて、13番、関 悦子議員。

〔13番 関 悦子君登壇〕

○13番（関 悦子君） おはようございます。

2項目について質問いたします。

まず最初に、こども誰でも通園制度への取組についてお尋ねします。

子育てや少子化、児童虐待、いじめなど、子供を取り巻く課題は非常に深刻です。また、子供の生活満足度は先進国の中でとても低い反面、自殺率が高いという実態が明らかにされています。このような状況が継続している今日、社会基盤の改革は急務であります。従来、子供に関する政策や支援は内閣府、文部科学省、厚生労働省などの複数の省庁にまたがるため、担当部署や子供の年齢が分断されるなど、様々な不都合が生じておりました。

また、政府は2023年6月に次元の異なる少子化対策の実現のためのこども未来戦略方針を閣議決定をいたしました。その中の「こども・子育て政策の強化」で、「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設が盛り込まれました。これは親の就労要件を問わず、保育所や認定こども園を時間単位で利用できる制度で、保育所などに通っていない未就園児の親の育児負担の軽減や孤立化を防ぐのが目的とされています。2023年度は、全国31自治体の50施設がモデル事業を進め、その後、全国展開を目指すとされています。

そこで伺います。

最初に、こども家庭庁は、「子供の目線、子育てをしている人の声を大切にし、地方自治体や地域団体と連携して政策を進める」としてありますが、こども家庭庁が設置されてから、町の関係する部署の組織や業務内容にどのような変化があったか伺います。また、今後の変更予定などがありましたら、伺います。

次に、現在各地で実施されていますモデル事業の結果を踏まえて、次年度以降、こども誰でも通園制度の本格的な実施が始まるとされていますが、当町はどのように取り組んでいく計画かをお聞きいたします。

次に、こども家庭庁によると、2021年度時点でゼロ歳から2歳児の約6割に当たる146万人が未就園で、親が1人で子供と向き合い続けて疲弊したり、誰にも相談できなかつたりするために様々な問題を抱える可能性が指摘されていますが、小布施町内では保育所などを利用していない方はどのくらいいらっしゃいますか、お聞きいたします。

また、自治体の中にはそれらの方々に対し、在宅育児応援クーポンの発行などで応援しているケースもありますが、町の今後の支援についての考えをお聞きいたします。

○議長（小西和実君） 山崎教育長。

〔教育長 山崎 茂君登壇〕

○教育長（山崎 茂君） 閣議員の3点のご質問に答えます。

1点目の子供に関わる業務内容については、健康福祉課と教育委員会で今までと同様に分担して行っています。相談や訪問といった家庭支援の部分は、今年度はこれまで以上に連携を図り進めていると思います。

こども家庭庁は、乳幼児から18歳未満の子供を支援することを目的とする機関です。3つの部門に分かれていて、1つは子供政策の企画、立案、総合調整を担う司令塔部門、2つ目に母子保健、就学前の子供の育ちの保障や子供の居場所づくりを担う生育部門、3つ目に子供の貧困対策やひとり親家庭の支援、児童虐待防止対策など年齢や制度の壁を克服した切れ目のない包括的な支援を行う支援部門で組織されています。

町でもこども家庭支援センターの令和6年度設置に向けて、このようなこども家庭庁の持つ3つの部門の業務を推進する組織をつくっていききたいということで、健康福祉課や教育委員会、さらに総務課を交え、5月から定例で会議を開催し、検討しているところです。

さらに、町ではAB教室を含む不登校児童・生徒への支援を行う教育支援センター的な役割を担う部署の設置も目指していききたいというふうには考えています。

現在は、必要な人材や場所の確保について検討しています。令和6年度スタート時点では、教育委員会、健康福祉課の職員や令和5年度から新たに教育委員会に配置しています医療コーディネーターや家庭児童相談員を配置しながら、教育委員会や健康福祉課等が円滑に連携を図るため、こども家庭支援センターの場所は令和6年度は庁舎内にこの支援センターを設置していきたい。保護者や子供からの相談に対応していきたいというふうに考えています。

しかしながら、子供政策の分野は多岐にわたっています。こども家庭支援センターの設置に加え、こども家庭庁の所管する子供施策の司令塔となる部分へのやはり必要となる人材の配置、また、こども家庭支援センターの設置場所については、令和6年度以降も引き続き継

続して検討していきたいというふうに考えています。

2点目のご質問です。

こども誰でも通園制度は、関議員の質問内容にありましたが、保育所の利用要件を緩和し、親が就労していなくても誰でも時間単位で子供を保育所等に預けることができるようにするものです。主にゼロ歳から2歳の子供が対象です。国は今年度、9月以降にこのモデル事業の結果を基に制度設計の検討を行うということです。

こども誰でも通園制度は、同年齢、異年齢の子供たちと関わる経験や園という環境で子供の育ちへの支援と保護者の子育て支援の両面の意味を持つ制度となりますので、孤立して子育てに悩む保護者への支援として、この事業の必要性は高いと思われます。

一方で、保育士不足や園の利用可能スペースの問題など受入体制の課題が生じてきます。国は12月のモデル事業の中間取りまとめを今年度行い、そして今年度末に3月頃ですか、国のモデル事業の今年度行った検証を行うと言っていますので、この検証を踏まえて小布施町として検討を進めていきます。

3点目のご質問についてです。令和5年度8月1日現在、町内外の幼稚園や保育所の利用人数と住民基本台帳の年齢別人口集計表による人口を比較してみると、ゼロ歳児の利用は12.2%、1歳児は69.7%、2歳児で63%です。3歳から5歳児については、約99%となっています。園利用の年齢は、前年度末の年齢での区分け、住民基本台帳はその月の年齢のため、単純に比較はできませんが、1歳から2歳の約4割の子供が未就園、ゼロ歳児を加えると約5割が未就園です。

現在も母子保健担当局と連携し、真に保育の必要性がある家庭にはエンゼルなどで行っている一時保育事業や保育所の入所など勧めています。年度途中の保育所等の利用受入体制が十分でないこともあります。まだまだ誰にも相談ができず、必要な支援が届いていない家庭があると認識していますので、令和6年度設置を進めるこども家庭支援センターや保健センターでの子育て相談などを通じ、各家庭の状況をさらに把握して適切な支援につなげてまいります。

在宅育児応援クーポン券の発行などは、現在のところは考えていませんが、今後、こども誰でも通園制度を含めて町民の声や長野県近隣市町村からの情報収集を基に、どのような方策を講じればよいか協議していきます。

以上です。

○議長（小西和実君） 関悦子議員。

○13番（関 悦子君） 教育長に丁寧な説明をいただきました。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず最初に、（1）でこども家庭庁が設置されてからどんなふうに変ったかという回答の中で、来年に令和6年度設置に向けて家庭センターができると非常に期待をしているところでもあります。

本日のニュース、今朝の新聞にも虐待児童がこの三十何年で最多をずっと記録しているというような状況がメディアに出ておりましたけれども、随分社会も複雑化、多様化して今後ますます援助の必要なことが多くなるんだなというふうに思います。切れ目のないような事業を展開していかなくてはならないというふうに思っておりますけれども、これをするには、やはりそれなりの専門性のある人材確保というのは大変必要だろうなというふうに、この1番の問題は思うんですけれども、この点について来年度に向けて人材をどの程度確保して、どういう専門性の方を確保するのかという点についてお聞きいたします。

それから、2番目のこども誰でも通園制度に関しましては、国がまだまだの状況の中ではありませんけれども、そういう方向に進んでいるということは確実であるわけです。現在でも我が町の保育園の状況を見ますと、やはり専門性の有資格の人が非常に確保に難しいと。それから、施設の面でも問題があるということは確実に分かっている状況の中で、やっぱり間近にそういうことは始まるんだぞという点では、もうちょっと危機感があって、こういう方策をしているんだというような、検討しているんだということが教育委員会の中での会議の中で、そういうことが話がされているのか。

それと、もう一つは私、やっぱり教育委員会、毎月開催されていますけれども、記録、全ては開示ということになっておりますけれども、町民の皆さんの中にやっぱり子供を持っていない家庭というのはたくさんあるわけで、しかしながら私たちみたいに70過ぎますと、人生あと十数年だけでも子供からすればあと50年、60年の社会の中で、子供にどういう教育をして、どういう今問題になっているかという点については、やはり広報を皆さんが見ていらっしゃるので、私は毎月話合いをしている項目だけでもいいですから、広報でぜひ取り上げて、教育委員会だよりみたいなものを載せていただきたい。これは前にもお願いしましたけれども、そういう方向に進みますというふうに言っていましたけれども、一向にそういうふうがなされていない、やっぱり実行していただきたいなというふうに思っております。その点、2番目です。

それから、3番目のこれから在宅育児の応援クーポンの件なんですけれども、私はやっぱ

り三つ子の魂百までもというような古い考えを持っていまして、ある程度の年齢までは自分の手で育てたいという意識を持ってきておりましたので、やっぱり在宅で子育てってすばらしいな、子育てって楽しいなということを思っている方、大勢いらっしゃると思うんです。やっぱりそういう人たちのためにも応援するという意味では、何らかの後援、ほかの保育園使ったりして皆さんには公費が相当出ているわけですので、何らかの援助というものがあつたほうがもともと楽しい育児ができるんだろなという余裕ができるんだろなというふうに思いますので、ぜひこれは考えていただきたいなというふうに思っています。

以上、3点について再質問させていただきます。

○議長（小西和実君）　ここでなのですが、2つ目の再質問についてなのですが、事前通告のない範囲に入っておりますので、答えられる範囲で回答をお願いいたします。教育委員会の議事録等についてということですが、答える範囲でお願いいたします。

山崎教育長。

○教育長（山崎 茂君）　まず1点目、来年度のこども家庭支援センターに向けて、専門性のあるどのような人材を今、必要と感じているのかというご質問です。

まず、今までゼロ歳児から2歳児まで、そして2歳児から3歳に向けて、そして5歳に向けて、切れ目ない支援をしていくためには、やはり保健師は増員というのは、これは必要ではないかと考えています。やはりゼロ歳児から1歳、例えばの話ですが、保育園のほうに巡回をしていって、今、巡回もしているんですけども、1か月に1回、それぞれの園を巡回していますけれども、そういうふうに丁寧に子供さんの姿をゼロ歳児から2歳児まで見て、それを3歳児健診につなげていくことができるのではないかと案も今、係内では出ていますので、まず1点目は保健師のやはり雇用は必要ではないかなというふうにも考えています。

あとは、やはり家庭児童相談員というのは、今年度試行段階で入っていただいているんですけども、本当に家まで行って、例えば欠席がちなお子さんがいらっしゃるんですが、家庭のほうへ迎えに行ったりして、そして例えばA B教室に連れてきてくれたり、あるいは学校のほうに連れてきてくれたりというような形で、やはりこれからは子供を支援すると同時に、家庭にもやっぱり支援していくことは大事なので、家庭児童相談員というのは欠かせないねということはお出てきています。

あとは、やはり保育士を経験された方は、就学前のお子さんの様子というのに関してはかなり周知しているので、保育士さんの目って必要だよなというような意見も出ていますが、

それらの全員を雇用できるかどうかというのは、そこら辺はこれからまた詰めていかなければいけない点ですけれども、そういうことが話題にはなっています。

それから、2点目の広報に関しては、これは私どもも全体的にも大事なことだというふうに考えていて、前の答弁でもさせていただきましたが、まだ実質形になっていないよということのご指摘だとも思いますので、やはりどういうことがどこまで進んできていて、今こういう状況ですということは、町民には示していくことというのは、再度繰り返しのなっていますが、大事だとは考えていますので、その点には意識して取り組んでいきたいというふうに考えます。

あとは、応援クーポンの件は、要望ということで聞かせていただいて、また協議をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（小西和実君） 2項目めについては、特に回答ないということによろしいんですかね。すみません、一応確認させていただきたいんですが。なければならないでいいんですが、できる範囲でということなんです。教育委員会の件について、もし回答できればですけれども、事前通告ないので、なかなか難しいかもしれないですけれども。

〔「何らかの考えがないかどうか。前向きな」の声あり〕

○議長（小西和実君） どうでしょうか。差し控えていただいてもいいですし、判断していただいで回答いただければ大丈夫です。

続けて進めたいと思います。次の質問、お願いいたします。

関 悦子議員。

○13番（関 悦子君） 大変失礼いたしました。

それでは、次の質問をさせていただきます。

長野電鉄小布施駅構内の空きスペースの活用を。

長野電鉄小布施駅は町の玄関口として、連日、観光客や町民の皆さんが大勢利用しています。そして、駅構内には総合案内所、喫茶店、趣味のクラブ、事務所、倉庫があり、町を訪れる人の案内をはじめ、人々の憩いの場などとして利用されています。

これらのスペースは、小布施町が長野電鉄株式会社から借用し、小布施文化観光協会にその運営を委託しているところであります。そして、重要な役割である総合案内所としての業務を担うとともに、利用者の交流の場、学びの場として活用されていますが、昨年末頃から喫茶店スペースがカーテンを下ろしたままの状況になっています。大きな役割を果たしてい

た喫茶店が閉店し、そのスペースが空いたままになっています。町の玄関口の施設の一部がカーテンの閉まったままの状況は、大変残念であります。できるだけ早くこのスペースを有効活用すべきと思いますが、今後の計画をお聞きいたします。

○議長（小西和実君） 宮崎産業振興課長。

〔産業振興課長 宮崎貴司君登壇〕

○産業振興課長（宮崎貴司君） それでは、関 悦子議員の長野電鉄小布施駅構内の空きスペース活用に関するご質問に関しまして、私のほうからご答弁させていただきます。

ご質問にありましたとおり、長野電鉄小布施駅舎、通称六斎舎と申しておりますけれども、こちらはその建物を長野電鉄株式会社から町が借り受けまして、現在、小布施文化観光協会などテナントとして入居し、活用されております。駅の改札口から直接アクセスできる鉄道による小布施の玄関口にありまして、観光協会が各種案内業務を行う傍ら、建物の管理運営も担っていただいているところです。

この駅舎の改札口に面した1室についてでございますが、ご指摘のとおり、昨年末から入居者が不在の状態になっております。この1室は、かねてから喫茶スペースとして運営されておまして、町外からの来訪者の方々、そして町民の皆さんの交流と憩いの場として利用されて、愛されてきました。

平成24年、当時この喫茶スペースを運営されておりました事業所が退去されることになりまして、何とかしなきゃいけないといったところで観光協会の会員の中から、このスペースの運営してくれるところはないかというところ募ったところ、複数の案が提案されまして、その中から1事業所が選ばれて、引き続き喫茶スペースとして昨年の12月まで運営をされてきたところでございます。

しかしながら、昨年の9月ですが、当該事業所のほうからお申出がありまして、スタッフの確保が苦勞しているというようなこと、あと収支が思わしくなかったり、コロナの影響もございまして、経営の悪化なども重なりまして、営業を続けることが非常に困難であるということ、そういった理由から退去に至るということになりました。

それ以降、観光協会と町とでこの1室をどのように活用していくべきかということについて協議を重ねるとともに、改めまして観光協会の会員の皆さんに対して入居者を募るなどの対応を検討してまいりました。

そうしたところ、観光協会の会員の中からテイクアウト型のカフェスタンド及び物販スペースとしての活用という案、もう1点、複数の事業者の方々の連携によります喫茶スペース

の活用、こういった提案がお出しいただいたわけなんですけれども、残念ながら現時点では決定には至っておらないというのが実情でございます。

これは、これまでと同様に物販や喫茶などを行いましたときに、それを想定して人員を配置した場合に採算が取れるのかといったようなところ、あと、今の当該スペースにあります重機、水回り、壁、床などが老朽化が進んでおるといところで、この改修費用の捻出、どうしたらいいかといったようなところ、そういったようなことが理由となっておりまして、現時点ではちょっと決定に至っておらないというふうな状況になっております。

この1室の今後の用途としましては、これまでの喫茶スペースというのももちろんございますが、それ以外の展開もあるのではないかなというように考えておりまして、まずは観光面、あるいは農商工連携という分野になるかと思っておりますけれども、そういったところで早急に活用方法、模索をさせていただきまして、引き続き観光協会など、あと所有者であります長野電鉄も含めまして協議を進める中で、できるだけ早期に有効活用を図られるよう検討を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 関悦子議員。

○13番（関悦子君） 六斎舎については、私も一時期関わっておりまして、楽しい思い出がいっぱいありまして、演劇をしたり、音楽をしたり、皆さんとの交流の場、大勢の人が訪れて視察を対応したりという大変いい、私としては思い出の場所でしたので、あそこがやっぱり人が行き交う場所であつたらいいなというふうに思っています。

今は、ただカーテンが下がって、そこにいろんなポスターが、ただポスターが貼るような場所になっているわけなんですけれども、やっぱりあれを使わなくても、町としては長野電鉄にお金を支払っているだろうというふうに思うんです。借地料を払っているんだと思うんです。それならいっそのこと、あそこを借地料を払っているんだつたら借地料払ったまま、それを生かしてくれる人に使ってもらったらいいな感じがいたします。暗くしているより、明るくしてというような、そういう考えは持っていないのかという点。

それから、今の駅前の感じがすごくよくなって、随分樹木も整えられ、石段ができたりして、その周りには個人の方が一生懸命次の活性化のための活動をするためのものをおつくりになっていたりして、随分前の方と違って努力をして、駅の周辺をよくしようというようにしているにもかかわらず、やっぱりもうちょっと早くに、もう半年以上も真っ暗いというのはちょっとどうかなというふうに思います。

多分、家賃の問題、これ本当に私も経営していましたのでよく分かります。大変だなというふうに思いますけれども、行政のほうが今ただでお金を払っているんだったら、そのぐらいのお金を町が払って、それじゃ活性化してくれる人にお貸しすればというような考えはないかどうかについてお尋ねいたします。

○議長（小西和実君） 宮崎産業振興課長。

○産業振興課長（宮崎貴司君） ただいまの再質問に対してでございます。

今、実質的に管理運営をお願いしております観光協会とも協議を進めているところなんですけれども、ご指摘のとおり家賃は引き続き払っている状況でございます。新たな用途として、喫茶というのももちろんございますけれども、そのほかの用途として、これあくまでもアイデアレベルで検討はなされていないものでありますけれども、例えばあそこをワーキングスペースだったりですとか、チャレンジショップにするとか、あるいは地域おこし協力隊とか、町内外の若者の方々の活動拠点みたいなところにしてはどうかとか、あるいは子供たちの居場所、学習スペースみたいな活用も本当にアイデアレベルなんですけど、考えられるねみたいな話はしております。

ただ、この辺の大きな方向性が現時点で出せていない状況にありますものですから、引き続きこの大きな方向性について早急に出すように努めますとともに、方向性を出すまでの間、おっしゃったように早急に対応しなきゃいけないというところもあると思いますので、その方向性が出せるまでの間、一時的にどのような利用ができるかというようなものも含めて検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔「以上で終わります」の声あり〕

○議長（小西和実君） 以上で関 悦子議員の質問を終結いたします。

◇ 小 倉 繭 君

○議長（小西和実君） 続いて、4番、小倉 繭議員。

ここで、小倉 繭議員に関してですが、着席したままでの発言についてということで、事前に申出がありましたので、議長においてこれを許可いたします。

〔「でもやってみます」の声あり〕

○議長（小西和実君） はい、分かりました。それでは、小倉 繭議員。

〔「せきが出たときに。すみません」の声あり〕

〔4番 小倉 繭君登壇〕

○4番（小倉 繭君） おはようございます

4番、一般質問、小倉 繭、いたします。

2項目ありまして、最初の項目について。

質問事項1、町営水道の給水停止の条件の周知と関係各課の連携の支援体制の整備は。
質問要旨。

水は、人のライフラインです。住民に対して差別のない公平性、そして給水を現場に携わる給水処理をする職員の働きやすさの面からも、小布施町においては透明性を求めて住民に周知できる体制の整備を早急に望みます。

厚生労働省の医薬・生活衛生局水道課長のほうから、令和3年、令和5年に2度ほど通達が6ページにわたって各水道事業所向けに出された通達書があります。これは、支援が届きにくい生活困窮者の死亡の事故の事実を踏まえたもので、管理者の停水執行に至るまでの住民に対して、慎重で重層的、つまり重層的は重ねる層、重層的な各課の連携の対応を求めたものです。

その中にある通達書の中に、「既に課題が複雑化した者への支援を行うだけでなく、課題の深刻化を防ぐために自ら支援を求めることが難しい者や課題に対する自覚がない者について、早期に関わりをつくり支援を行うことが重要である。そして、需要者においては、地域で孤立していたり、経済的に困窮している者を把握する可能性があるが、そのような者の中には重層的支援体制整備事業による支援につなげる必要性のある者もいると考えられることから、重層的支援体制の整備事業の主幹部局による研修への参加などにより、制度への職員の理解を深めることが望ましい」と書いてあります。

地域課題を解決する支援が包括的に、適正に実施されるように必要な助言、情報の提供をする責務を有するという法律を基にして、小布施町においても地域共生社会の中で人が人らしく、共存していくために福祉部局や関係部局との連携を給水停止者などへの生活困窮者への見守りを継続支援をできるようにシステムづくりが必要です。

近年、住民の幸せの定義や人権意識も変化しています。8月に開催した町主催「小布施しあわせ会議」もすばらしい企画であり、同時に、この小さな小布施町町内で困窮している方の実際の生活実感を根差した対応を今後、望みます。その中で、ウェルビーイングはウェルフェアを抜きにしては、人の社会の中で成立はありません。

質問 1、8月の補正予算で町管理の処分経費として、環境保全総務費273万9,000円の増額予算が可決され、当初の年度予算と合わせて総額約900万円となりました。ここまで経費がかさむ前にどうにかならなかったのでしょうか。例えば、周辺環境配慮のための現場巡回や当人への指導はどうされたのか。

2、今回補正対象となったこの住民、つまり町の隅に追いやられて、壁の空いた町の住宅の中で孤独で死んでいった方、なった方への町の対応について伺います。

平成15年に停水執行をしたと聞いておりますが、その後の対応はどのようにしたのでしょうか。停水された後、この住民は近所の方々から飲み水を分けてもらっていて、近所の方からは、こちらのほうで8人ほどヒアリングしましたがけれども、「かわいそうでも個人の力じゃやりようがない」という声もありました。福祉部局との連携はどのようにされたのでしょうか。

3、給水停水後の給水の再開や、ふん尿処理などの人が最低限生活するための必須の基本的対応として、町は継続的な支援が必要ですが、どのように考えていますか。

4、各課連携の支援の一部として、民生委員の活動も大切だと思います。この質問の前に近隣住民の今回について聞き取りをしました。2回重なってすみません。町内外には、「給水停止はひどいじゃないか。水を止めるのは最後の最後だ」「今はほかではそこまでしないよね」「文化活動と言う前に、行政はやることがあるんじゃないか」と意見が多数です。この意見について、どのようにお考えか答弁を求めます。

この9月の東京都庁の食品配布に多くの子供連れや老人が列をつくりました。経済格差が拡大しています。私の身近なもので、コロナ後、私の自営の店舗の顧客の購入金額にも個人個人でかなりの差が生じていることも事実です。

給水停止の水道メーターを取り外す、そのときは取り外された側は、国から見捨てられたという気持ちがあるんじゃないかと思います。現場の職員も、携わる現場の職員もつらいと思います。だからこそ、町のほかの市町村のようにホームページに給水停止の減免だとか、いろいろな基準を透明性がある形でやっていただくことがいいんじゃないかと思ひまして、この質問をいたします。

以上です。

○議長（小西和実君） 須山住民税務課長。

〔住民税務課長 須山和幸君登壇〕

○住民税務課長（須山和幸君） それでは、小倉議員の1点目と4点目の質問につきまして、

私のほうでご答弁させていただきます。

1点目の周辺の環境配慮のための現場巡回や当人への指導はどのようにされたかでありませんが、詳細につきましては、今議員がおっしゃったように令和5年8月会議に補正予算として上程し、総務産業常任委員会においてご説明申し上げたところであります。

ご質問の周辺の環境配慮のための現場巡回につきましては、町管理の厚生住宅でありますので、危険防止などの観点や周辺にお住いの方の生活環境や通行に影響がないよう、担当課において現場確認や巡回等を行っていたところであります。

また、当人への指導はどのようにされていたかでありませんが、冷蔵庫等の廃棄物撤去や厚生住宅家賃の未納等、担当課で再三告知や助言指導書の送付を行ってきたところでありますが、改善されていない状況であり、今日に至ったところであります。ここ数年間は、担当課において自宅へ訪問するも所在の確認ができないなど、ご本人との面会ができていない状況でありました。

4点目の福祉担当部局や関係部局と連携して、給水停止者などの生活困窮者への見守りの継続支援をできるようにシステムづくりが必要と考えますがの質問にお答えいたします。

生活が困窮して生活上の悩みを抱えている方には、健康福祉課や社会福祉協議会に相談窓口があり、また、民生委員による心配事相談など相談支援体制の充実を図っていたところであります。

生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自ら相談することができない方もいらっしゃいますので、民生委員や地域の皆さんからの情報により生活困窮者を把握し、早期支援につなげております。

しかしながら、支援を要する人自らが関わりを拒否するなどの課題もあるところでございます。引き続き、ホームページや広報等を通じ、各種支援の一覧や相談窓口について周知を図ってまいります。

また、福祉事務所やまいさば信州長野等、関係機関と連携した支援体制づくりを進めるとともに、庁内におきましても健康福祉課や建設水道課、住民税務課、教育委員会等の関係課が連携を持ち、情報の共有化を図りながら庁内全体での支援を引き続き進めてまいります。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 芋川建設水道課長。

〔建設水道課長 芋川享正君登壇〕

○建設水道課長（芋川享正君） 小倉議員の町営水道の給水停止条件の周知と関係各課連携の

支援体制の質問にお答えいたします。

水道の給水停止の法的根拠は、国や地方自治体の水道法や水道条例によって定められています。これらの法律や条例は、水道事業者が適切な水の供給を確保するために必要な規定を定めており、給水停止はその一つ的手段として認められています。

小布施町でも住民の使用料納付の義務、また公平性の観点から、水道法第15条第3項及び小布施町町営水道条例32条により、住民や事業者が水道料金の支払いを滞らせている場合、法的手続を経て、給水停止を行っております。

給水停止は、住民や事業者の生活に影響を及ぼすことが考えられますので、最大限に配慮を行い、基本的には最終手段として給水停止を執行しております。給水停止の手順については、次のとおりです。

まず未納者に対して督促状を発送し、納入がない場合は催告状を送付いたします。催告書により納入がない場合は停水予告を行い、停水日までに納入がない場合については、停水を執行いたします。

人は、水がなければ生きていけません。人命に関わることも考慮した上で、停水を執行いたします。個人の情報の収集、住民情報、生存確認、過去の交渉や相談状況の確認等を行い、議員の質問にもありました重層的支援体制、連絡、連携体制への確認を各担当課で行いながら停水執行は行ってまいります。

今後の水道給水停止の仕組みづくりとの質問であります。以前から水道給水停止につきましては、水道法条例に基づいて、慎重、丁寧、また何度も交渉、相談を行いながら執行しております。

また、停水執行に当たっては厚生労働省の通達が出される前から、小布施町では議員指摘の住民に対して、慎重で重層的、つまり各課連携の対応を行っておりますので、今後につきましても水道給水停止につきましては、慎重かつ丁寧な対応、最大限に配慮を行ってまいりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（小西和実君） 小倉 繭議員。

○4番（小倉 繭君） 再質問をいたします。

今、そちらの水道のほうと、それからそちらのほうからお聞きしたんですけれども、近辺の住民にヒアリングする前に、今回のケースについてヒアリングする前に、水道局、それから水道課、それから住民課、それから町の住宅をやっているところ、あと民生委員、記録が

残っていないというようなことを担当者から言われました。古いので記録が残っていない。つまり、この方はもう小布施の住民じゃない扱いをされているんじゃないかというふうに思って、今回の質問で大分掘り下げていろんなところに聞いてきました。

近所の方は、自分の生活もあるので、四六時中見張っているわけじゃないですけども、民生委員も来た様子がないというようなことをおっしゃっています。民生委員の引継ぎの記録だとか、そういった古いものはどのくらい引継ぎの記録があるんですか。この方のように古い場合。

それから、もう一つの質問、許されないかもしれませんが、質問として、この周知、ホームページでほかの市町村なんか長野県の県営水道というのものもあるし、それから愛知県とかそういうところにも市町村にあったので、幾つか熟読してみました。それで、75歳以上の生活困窮者とか減免制度とかってあるんですけども、法律に基づいて、規則に基づいて、規約に基づいて、それから水道料金を払っている人のための公平に基づいて停止執行させていただきましてとおっしゃるんですけども、その人が払えなかったら、先ほどから言っている重層的でほかから、ほかの福祉のお金とかそういうものを求めて、もう少しやっている努力はされたのでしょうかということ、もう一回、しつこく質問しちゃうんですけども、最初のこちらのほうの住民課の人、しておりますということで、一度あることは二度あるので、こういうことが二度とあってはいけないと思うので、それでお聞きしたいと思います。ちょっと分かりにくくてすみません。

○議長（小西和実君） 永井健康福祉課長。

○健康福祉課長（永井芳夫君） まず、民生委員の記録ということでございますけれども、民生委員さんについては、活動の月ごとの件数、どんなような内容の相談、それから訪問があったかということについて、件数ということで報告をいただいております。したがって、細かな内容の記録までは大変申し訳ありませんが、報告を求めているところでございます。

重大な案件などについては、会やなんかで、定例会がございます。そういう中で話を出していただき、各民生委員さんごとにどういう対応が必要だよねということをお話していただいているような経過がございます。

ただ、この方については非常に古いので、そういった細かな部分ちょっと分からない、現在は分からないとしか申し上げるところでございます。この方ということになってしまっても大変恐縮なんですけど、一般的には家庭訪問しまして、おうちの中に入っていろいろなお話をさせていただいております。この方についてということになりますと、私も過去において直接

訪問させていただいたことがございました。ただ、おうちの中にはこの方のほかに複数の男性の方がいらっしやり、ちょっと中も全く見えない、真っ暗でどういう状況か分からないというようなことがあり、何とかお話しし、外へ出ていただきお話をさせていただかなければ職員も非常に身の危険を感じるような状況でございました。

そのようなことで、非常に取組が難しかったというのはございます。今後、そういうことに至らないように前段で、もっと前のところでどんなことができるか。そういうことを考えていく必要があるのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 芋川建設水道課長。

○建設水道課長（芋川享正君） ただいま再質問ありました方の関係につきまして、資料がないのかということなのですが、実際に過去の交渉や相談、あと執行した書類はございます。ただ、個人のプライバシーの関係がありますので、経過については差し控えさせていただきます。いずれにしろ、慎重かつ丁寧な対応をさせていただいたことはたしかでございます。

以上です。

○議長（小西和実君） 小倉 繭議員。

○4番（小倉 繭君） 今、そちらの福祉の永井課長さんのほうからあったんですけれども、民生委員の会合の中って少しは出たり、件数ごとの件数が月ごとに出てくるとかってあったんですけれども、ちょっと古過ぎるということで、手がつけられなかった状態じゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

それと、もう一つは複数の男性がいたということですが、この方は生計をお父様のときは川で魚を捕ったり近所を手伝ったりしてもらって、力仕事で、この方に関しては鉄くずを集めて、山菜を取って、それから近所のいろいろな農家の仕事をもらっていたということで、少しはお酒を召し上がったとは思いますが、それほどでもないし、それから実際に町が管理しているところに家賃は滞納していたのかもしれませんが、滞納していないと修繕はしないんですかね。そこもちょっとお聞きしたくて。

それで住めなかったのも、住める状態じゃなかったのも、お向かいの別の方のところに寝泊まりをしていたという状況です。その状況を把握していたのかということも関連してお聞きできるんだっただけですけれども、認められないならいいです。もう亡くなったことですから、あとは今後のことなんです。ですから、それを聞きたいと思います。

そして、最後に社会全体の見て、いろいろな対応をしていただきたいと思います。行政に対した。

それで、行政は民間の会社じゃありませんから、最後にはやはり電気を止めるわけにはいかないので、電気は止めたから暗かったということもあると思うんですけども、慈悲の心を大切にさせていただきたいと思います。亡くなられた栗菓子屋さんの前の社長さんが示されていた慈悲の行い、慈悲の心を忘れずに、根本には忘れずにライフラインなどを停止するとき、そういった形の行政の対応をしていただきたいと思います。

さっきの質問、答えていただかなかっただら結構です。

○議長（小西和実君） ここに、2項目目の内容については他人の私生活に関わる部分ということで、不適當なものに入る可能性もありますので、そのあたりも含めて回答について判断いただきたいと思いますと思うんですが、この場合は司法の場ではないので、個別の方について入り込むというよりは制度について基本的にはお話しいただきたいと思いますが、答弁お願いいたします。

休憩しますか。大丈夫ですか。続けてよろしいですか。

芋川建設水道課長。

○建設水道課長（芋川享正君） 水道の給水停止につきましては、先ほどの答弁でも述べましたとおり、やはり水は命の水ですので、給水停止をする前には慎重かつ丁寧な対応、最大級の配慮を行いながら、各課連携を取りながら執行をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小西和実君） よろしいですか。

では、次の質問あれば。

小倉 繭議員。

○4番（小倉 繭君） 2番目の質問いたします。

これは、6月に質問したその後の件についてなので、短くさせていただきます。

栗ガ丘小学校のALT問題と人材の確保は。

質問要旨1、栗ガ丘小学校のALTが令和5年4月に着任されましたが、5月には辞任され、その後不在となりましたが、その後の対応はどうなっているのでしょうか。そして、このALTに関しては、2021年から文科省のほうで正式に英語が必修科目となり、算数とか国語と同じ扱いになっています。そして、文科省の英語新指導要領に沿って、着実に義務教育を公立校で徹底するように努力している近隣の市町村、つまり先般、須坂市、飯綱町、信大附属小、（日本人英語講師と英語を母語とするALTのチームティーチング、1クラスに2名講師が入ること）を視察しました

このほか、山ノ内町や県外(山形県)の公立英語教育の現状も調査しましたが、人材不足の中で、どこも英語講師とALTの配置を確保していました。近隣校が配置できているのに、小布施町だけでできていないのはなぜかといまだに思っています。この理由を真剣に追及しないと今の状態が引き続き、町立小・中学校の学習に空白を生じさせてしまう形になってしまいます。狭くなり過ぎた世界へのグローバル化に追いつくために、基本コミュニケーションスキルを身につけるため、基本からの教育に既にもう視察の結果、格差が生じています。

この義務教育で勉強をする子供たちは、もうあと10年もすれば国の大事なタックスプレイヤーになる子供たちです。それについてお聞きしたいと思います。そして、H・LABのハーバードサマースクールセミナーを、セミナーを期間として視察させていただきました。県外から参加された多くの高校生の英語力の高さで講師助手をされた県内大学生の格差を目の当たりにしました。

実際には、もう助手ができないような状態の大学生もいらっしゃいました。そこに県外からの高校生が入って、サマーキャンプですから、自由な雰囲気ですから、お手伝いするという形で、それも県内の小布施町内、県内から出てきた子供たちにはよい勉強になったと思います。このような格差を認識していただいて、H・LABの開催町として質の高い義務教育を今後は提供していただきたいと思います。

今の状態は、教育はM型と言うんですけども、確かに誰も取り残してはいけない支援も大事だと思います。ですから、支援員が増えてきて、とても義務教育の務めは果たされていると思うんですけども、M型がMになっていないで、こっちのMの上が出ていて、こっちがM型の下の方が変形されているような状態だと思っています。そして、特に須坂市では文科省のほうの英語指導要領がかなり広範囲に変わってきていますので、須坂市の場合には全体の流れを見るために町費で元高校の英語教員を町外からの移住者が務めておられて、そして数がたくさんありますから、小・中・高とカリキュラムがきちっとつながるように、順次指導と視察と研修を行っています。

そのようなことを踏まえて、質問いたします。

まだ見つからないというようなことはお聞きしているんですけども、小学校のALTが。そして、中学校の1人のALTの先生が兼任されるということですけども、これで英語教育での今度中学校のほうが減ってしまって、授業に影響はないですか。文部省のコアカリキュラムに沿う英語教育が2人でやるところを2人でやって、中途半端な状態にならないですか。

2の質問として、このままでALTがなかなか見つからない、今まで文科省のほうで一応認めている、通達が出て認めている英語教育専門機関からの外国人のALTの派遣について考えておられますか。そのことをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（小西和実君） 山崎教育長。

〔教育長 山崎 茂君登壇〕

○教育長（山崎 茂君） 小倉議員の2点のご質問に答えます。

1点目、小学校のALTは現在も不在ではありますが、中学校のALTの小学校との兼任については、現在中学校に確認したところ、テスト前の期間を除けば可能とのことで、現在小学校、中学校間で協議を進めています。

2点目のご質問ですが、失礼しました。コアカリキュラムについてです。文科省コアカリキュラムに沿う英語教育への影響についてというご質問ですが、中学校に確認したところ、授業には影響がないとのことです。

2点目のご質問についてです。

現在、中学校のALTが小学校と中学校兼務するという対応で進めています。もし何か途中でそれができなくなれば、すぐにまた現在、今年度の予算の範囲内では小倉議員のご指摘していただいたその派遣での対応等、どんな対応ができるかということは早急に対応はしていきたいというふうに考えています。どちらも困難な場合には、日本人による英語講師の加配も選択肢の一つとして検討していきます。

なお、来年度につきましては、年間を通じて小布施町の子供たちの外国語活動教育の環境充実のために、週5日間幼稚園、保育園、小学校に関わることのできる雇用形態でのALT予算を検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長（小西和実君） 小倉 繭議員。

○4番（小倉 繭君） 最初の1番のほうの中学校の兼任について、揚げ足を取るようで申し訳ないんですけども、中学校のALTの授業も議員さんたちと視察させていただきました。発音がとてもきれいで、それでニュージーランドの少数民族で、あれだけ英連邦の中で義務教育を受けて、きれいな発音が身につけていて、白人英語ということはあまり言いませんけれども、あれだけのきれいなことが、英語が義務教育、つまり英連邦のニュージーランドで育ったから身につけている。だから、英語は共通語になり得るという多様化の意味でとても

すばらしいことだと思って、子供たちに励みがつくと思います。とても話されるときの様子も穏やかで、そしてかつ英語のアクセントがクイーンズイングリッシュのようで、きれいで聞きやすかったです。ああいう発音を小布施の子供たちに身につけてほしいと思います。やはり、ピジンイングリッシュは困ります。

それで、揚げ足を取るようで申し訳ないんですけども、もう入っているんですか、兼任で。中学校の先生が支障はないというふうにおっしゃって、それだけ中学校のスタッフ、教科スタッフはちゃんとしてるんじゃないかという推定をできますけれども、今後起こり得ることなので、2人必要なところを1人、ほぼ1年間でこれから半年、町と中学校とあと県教委の問題ないという、1人の先生が中学校から入って問題ないというのは、ちょっと早過ぎませんかね、結論としては。これは、徐々に子供たちに出てくると思います。

それから、先ほどおっしゃったALTが英語を母語とするALTがなかなかこれから見つからない。確かに見つからないですけども、結構皆さん、どこの市町村も必死になって探して、自分のところだけでもという感じで必死になって探している努力の跡が見られています。その努力を引き続き、私たちにも結果が表れるような形で見ていただきたいことを望みます。

以上です。質問終わります。終わらないんだ。ごめんなさい。ちょっと早急じゃないですかと言ったことについて。すみません。

○議長（小西和実君） 山崎教育長。

○教育長（山崎 茂君） 現況をお伝えします。

例えば、須坂市はALTは4名います。対象の学校が小学校が11校、中学校が4校ですので、4名のALTで15校を回っていることになります。小布施の場合は、今までは2名のALTがそれぞれ小学校、中学校に行って学習をしていたので、これはそれがすぐ子供たちの結果につながるとか、数の問題ではないとは思いますが、そういう点では小学校、中学校を1人のALTが兼務するという事は、さほど、さほどという言葉はいけませんね。非常に厳しい環境での子供たちの学習環境ではないというふうに私は捉えてはいるんですけども、ただ、先ほども言いましたが、小布施町の子供たちにとって、やはり外国語、あるいは外国語活動は充実させたいという思いはありますので、そういう点は充実をこれからも図っていききたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（小西和実君） 以上で小倉 蘭議員の質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（小西和実君） 以上をもって、行政事務一般に関する質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前 11 時 51 分